

事業番号	ヒアリング対象事業名	平成29年度の取組状況	委員からの質問事項	所管課回答	課所名
162	①女性に対する暴力防止に関する啓発事業の実施	<p>「女性に対する暴力をなくす運動」(11月12日～25日)の期間に合わせ、DV防止セミナーやデートDV出前講座を実施した。また、岩槻区役所内において高校生が作成したデートDV啓発ポスターやデートDV防止啓発冊子の展示とともに、デートDV未然防止啓発に係る九都県市共通キャッチフレーズが記載された啓発品の配布を行った。</p> <p>1 DV防止セミナー テーマ:「DVからの回復の道のり～私なりの歩み方で～」 日程:11月25日 参加者数:55名</p> <p>2 デートDV出前講座 埼玉大学 対象:大学生(新入学生) 日程:4月3日 参加者数:1,105名</p>	<p>埼玉大学に出前講座をしていますが、とても良い企画であると思います。市内の他大学への出前講座について検討をしていますか。また、今後、実施する予定はありますか。</p>	<p>今年度は、現時点では埼玉大学以外の大学で実施する予定はありませんが、多くの大学に講座開催の呼びかけをしております。</p>	男女共同参画課
166	②地域と連携した防犯の推進	<p>自主防犯活動を行う団体に対し、活動経費の一部を助成した。振り込め詐欺被害防止、自転車盗被害防止、暴力団排除活動に関する広報・啓発活動等を行い、平成29年末刑法犯認知件数は10,958件であった。</p>	<p>自主防犯活動を行う団体数、うち活動経費の一部補助団体数、補助を行なうルール、金額等について教えてください。</p>	<p>1 自主防犯活動団体数 835団体(さいたま市内)</p> <p>2 助成金交付団体数 541団体(平成29年度実績)</p> <p>3 助成対象事業 「自主防犯活動事業」又は「青色防犯パトロール車導入事業」にあたるものに対し、以下のとおり活動経費の一部を助成する。</p> <p>(1) 自主防犯活動事業 ア 事業概要 防犯パトロール、防犯に関する意識高揚を図るための活動、地域防犯ステーションの運営等に係る事業 イ 対象団体 市内で自主的に防犯活動を行う団体で、その構成員を5名以上有するほか、平均して月1回以上の活動を実施することができる団体 ウ 助成金額 助成対象経費の4分の3以内で3万円を上限</p> <p>(2) 青色防犯パトロール車導入事業 ア 事業概要 青色防犯パトロールを行うために必要な車両を導入する事業 イ 対象団体 市内で自主的に防犯活動を行う団体で、その構成員を5名以上有するほか、年度内に青色防犯パトロール団体として埼玉県警察本部長の証明を受けられ、かつ、原則として週に1回以上継続的に青色防犯パトロールを実施することができる団体 ウ 助成金額 対象経費の4分の3以内で10万円を上限</p>	市民生活安全課
169	①セクシュアル・ハラスメント等防止に関する意識啓発	<p>・市内在住者・在勤者を対象に「働く人の支援講座(基礎から学ぶ労務実務ステップアップコース)」を開催し、テーマの1つとして扱い、周知・啓発を図った。 テーマ:「ハラスメント対策のポイント」 (全1回) 受講者数:34名 アンケート結果: ①96.9%が満足と回答 ②96.9%が生活の中で役立つと回答</p> <p>・市のホームページ上に妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い禁止についての情報発信を行い、事業者に向けて周知啓発を図った。</p>	<p>年1回、34名の参加の事業の実施では、普及の点で不十分ではないでしょうか。複数の事業所にアウトリーチ(出前)の講座を行う等、さらに積極的な取組の検討が必要ではないかと思うがいかがでしょうか。</p>	<p>同講座の実施に当たり、市民に向けては市報や公共施設へのチラシの配架により、勤労者に向けては商工会議所会報誌や勤労者福祉サービスセンター会報誌、経済局関連企業へのメールマガジンなどの方法により広く周知を図りましたが、34名の参加となりました。本年度も労働に関する法律や時事的内容について、正しい認識と理解を啓発する講座を実施する予定ですので、広報方法等について検討してまいりたいと考えております。事業所へのアウトリーチについて、当課ではすでに「安心して働くために知っておきたいこと」をテーマに出前講座を実施しております。当該講座の存在が多くの事業所に認知されるよう、効果的な周知を検討してまいりたいと考えております。</p>	労働政策課

170	②市役所における防止体制	<p>平成29年度版「人事の手引」にセクシュアル・ハラスメントの防止に関するマニュアルや「セクシュアル・ハラスメントの正しい理解のために」を掲載した。</p> <p>セクシュアル・ハラスメントを含むあらゆるハラスメントを防止するため、「さいたま市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止に関する要綱」を見直し、平成29年12月1日付けで新たに「さいたま市職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を制定し全庁に周知した。</p> <p>平成30年1月30日に課長級以上の職員を対象として「ハラスメント防止セミナー」を実施した。</p>	<p>①「要綱」を見直されたとありますが、特にセクシュアル・ハラスメントについての記述は、具体的にどのような見直しがされたのか教えて下さい（「さいたま市例規集」にはこの要綱は未搭載のようです）。記された「取組状況」から推測しますと、セクシュアル・ハラスメントが他の事項と並列されてしまい、結果として訴求力が弱まった可能性が危惧されます。</p> <p>②課長級以上を対象としたセミナーを開催されたとありますが、それ以外の職員に対しては、「人事の手引き」配付以上の研修などは実施されないのでしょうか。</p> <p>③市役所内には、独立してセクシュアル・ハラスメントの相談を受け付ける委員会の類は当然のこと設置されているという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>①「要綱」の見直しにつきましては、セクシュアル・ハラスメントを含むあらゆるハラスメントを防止するとの考えから改正を行ったものです。セクシュアル・ハラスメントの記述については、基本的には従前の「要綱」の記述を反映しており、更にハラスメントの防止を強化するため、「所属長の責務」に苦情相談窓口への報告等により問題解決を図る旨を追加したり、ハラスメントを相談したことにより不利益な取扱いを受けないようにする旨を新たに規定するなどの改正を行っております。</p> <p>②管理職以外の職員につきましては、所属長による日常の執務を通じた指導等や各所属における研修等により、ハラスメントに対する理解を深め、防止に向けて取り組んでいるものと考えております。</p> <p>③セクシャル・ハラスメントに関する苦情及び相談に対応するため、人事担当課内に苦情相談窓口を設置しており、人事担当課長が問題の内容又は状況から判断して、必要と認めるときは、ハラスメント苦情処理委員会にその処理を依頼することとしております。</p> <p>なお、任命権者から独立した中立的機関として人事委員会においても、セクシュアル・ハラスメントに関する苦情相談を受け付けております。</p>	人事課
			<p>取組みが本当にハラスメント防止に寄与したかどうか、職員を対象に自身の受けた（あるいは見聞きした）ハラスメントの有無やその内容を調査するような効果測定はしますか。</p>	<p>お尋ねの効果測定についてですが、現時点では実施は予定しておりません。</p>	
			<p>「人事の手引き」を読んだ職員は、例えばサインをするなど、読んだかどうかの確認はされているのでしょうか。</p>	<p>「人事の手引き」は業務用パソコンのデータベースに保管し、職員がいつでも確認できる環境を確保しており、読んだかどうかの確認までは行っておりません。</p>	
171	③学校現場等における防止体制	<p>各学校を訪問し、教職員倫理確立委員会、セクシュアル・ハラスメント防止委員会の実施を確認した（年平均3回）。</p>	<p>「平成29年度の取組状況」に「委員会の実施を確認した」とありますが、委員会を実施したかどうかだけでなく、委員会や体制がきちんと機能しているかについての確認状況について、具体的に何かあれば教えてください（実際に相談はどのくらいあり、対応は適切だったかの検証等について。相談があまりにも少ないと、体制だけあって機能していない可能性も考えられるため）。</p> <p>この項目は、教職員から児童・生徒に対するハラスメント・性犯罪も対象になっていますか。仮に対象あるならば、2017年の数件の不祥事（小学校教諭による児童盗撮事案、抱きつき事案等）を踏まえ、取組内容や今後の取組に見直しや反映されている点はありますか。</p>	<p>教育委員会では、各学校に毎年5月に提出を求めている調査から、各学校の前年度におけるセクシャル・ハラスメントの相談に関する取組状況（相談件数、委員会の実施回数、対応結果等）を把握しています。</p> <p>平成29年度は、各学校において、平均7名程度の相談員が置かれ、委員会については、年平均3回（学期1回）程度実施されました。相談件数については、全体で3件、うち2件は解決、1件は継続対応中となっています。</p> <p>教職員からの児童・生徒に対するハラスメントについては対象となっています。性犯罪については対象外であり、教職員の非違行為（教職員事故）として取扱います。</p> <p>2017年に発生した左記の事案については、教職員の非違行為（教職員事故）として対応しました。</p>	教職員人事課
172	①セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮の周知	<p>・働く人の支援ガイド2018を作成し、職場のハラスメントについて特集し掲載した。</p> <p>作成部数 8,000部</p> <p>※冊子作成とともにホームページ上に内容を掲載し、広く周知を図った。</p>	<p>冊子の配布先、配布方法について教えてください。</p>	<p>さいたま市内の公立高等学校へ配布しているほか、市内の就労支援施設、各図書館、各公民館、各区役所くらし応援室・福祉事務所、さいたま市社会福祉協議会の窓口等へ設置し、配布しています。</p>	労働政策課

175	②学校等における人権教育の推進	<p>①59の全ての地区公民館で人権講座を実施、市立小・中学校から人権標語90,774点、作文66,254点の応募、人権作文集・人権教育ニュース等の啓発資料を発行し、計画どおりに配布した。</p> <p>②平成29年度は人権啓発資料「ひまわり」に代わり、第3版「人権教育指導プラン」を作成し、完成させた。平成30年度の5月4月末までに配布する。</p> <p>③学校人権教育研修会を39回開催した。</p>	<p>「人権教育の推進」の取組状況および今後の取組について、男女共同参画に関する取組を具体的に教えてください。</p>	<p>「女性」に関わる人権課題については、例えば中学校では「固定的な性別役割分担意識にとらわれない生き方について考えるとともに、社会にある性による差別に気づき、男女平等を実現しようとする積極的な態度を身に付ける」ことを目標としています。</p> <p>具体的には、女性の人権に関する正しい知識を身に付けるため、社会科を中心として日本国憲法第14条・24条などの学習を行い、女性の人権保障について理解させています。また、「男女共同参画社会」の実現に向けて努力する態度を養うため、教科書等で「男女雇用機会均等法」や「男女共同参画社会基本法」を扱い、その内容と意義について正しく理解させています。</p> <p>さらに、昨年度末に完成した「第3版人権教育指導プラン<教師用>」では、人権課題「女性」として各教科等で指導可能な内容を掲載しております。</p> <p>今年度の人権教育主任会等で同プランを使つての指導方法の研修を行う予定です。</p>	人権教育推進室
		<p>性別にとらわれない看護教育が実践できた。</p>	<p>取組状況に「性別にとらわれない看護教育が実施できた」とありますが、「性別にとらわれない看護教育」とは何を示すのか、具体的に教えてください。内容によっては、反対に性別による格差等を意識した看護教育が必要な事柄があるのではないかと思います。この点については何か考えや実績はありますか。</p>	<p>本学院において実施している「性別にとらわれない看護教育」についてですが、具体的には、人間の健康を性と生殖の側面から考える「母性看護学」や、実際の患者の方と触れ合う実習、特に出産時における実習についても、各病院の協力を得ながら、性別を問わず行っております。</p> <p>また、課外授業などにおいても、男女混合のグループを基本とし、それぞれの立場で意見交換を行っております。</p> <p>なお医療の現場においては、看護師は患者の方の性別を問わず処置等を行っているため、性別による格差等を意識した看護教育は、現在のところ行っておりません。</p>	高等看護学院
176	③若年層における未然防止啓発の推進	<p>①デートDV未然防止に係る九都県市共通のキャッチフレーズが記載された啓発品（エコカイロ、絆創膏）を「女性に対する暴力をなくす運動」週間などの機を捉え、配布し啓発に努めた。また同時期にさいたま新都心駅や大宮駅等で映像機を通じ九都県市でのデートDV未然防止への取り組みを放映するなど市民への啓発に努めた。</p> <p>②若年層におけるデートDVの防止及び啓発のための出前講座を実施した。</p> <p>デートDV出前講座（1回） 埼玉大学 日程：4月3日 対象：大学生（新入学生） 参加者数：1,105名</p>	<p>参加者数は多いですが、1大学だけの講座実施です。今後、複数の大学等へ実施を広げていくことが必要なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。</p>	<p>今年度は、現時点では埼玉大学以外の大学で実施する予定はありませんが、多くの大学に講座開催の呼びかけをしております。</p>	男女共同参画課
		<p>①これまでのデートDVパンフレットの内容の見直しを図った最新版を作成し、市立中・高等学校の2年生を対象に配布した。</p> <p>②市立中・高等学校教職員を対象にした、デートDV研修会を実施した。市立高校全4校から各2名ずつと、希望のあった市立中学校2校2名の出席があった。</p>	<p>「中学校希望者の参加が少ない」とありますが、これは「中学校では参加希望者が少ない」という意味に理解してよろしいでしょうか。その場合、（市長部局から相当程度独立した）行政委員会たる教育委員会の事務局として、状況改善のため今後どのような独自性ある工夫・働きかけを行うのが具体的に教えてください。また、「デートDV」のパンフレットが中学の（3年生ではなく）2年生に配付される理由、さらには中学校段階での「デートDV」の可能性とその防止のための啓発事業の必要性についてのご認識も併せてお知らせ下さい。</p>	<p>希望する中学校教職員の「デートDV防止研修会」への参加は、平成26年度から各学校の実情に応じ参加していただいておりますが、参加希望者は少ない状況です。</p> <p>本年は人権教育主任研修会で、デートDV予防の重要性を説明し、「デートDV防止研修会」への参加を再度呼びかけてまいります。「デートDV」のパンフレットを中学2年生に配布している理由につきましては、中学1年の保健体育の授業で、「心身の機能の発達と心の健康」について学び、男女の心と身体の違い等を正しく理解すること、お互いの価値観や考え方の違いを実感することにより、お互いに認め合えるようにすることを学びます。</p> <p>さらに、平成27年1月の「若年層における交際相手からの暴力（デートDV）に関する意識実態調査報告書」の中の「3. デートDV防止教育の必要性（2）早い時期からの防止教育が必要」との課題提起されているところです。このため、防止教育の観点から中学2年生の夏休み前が効果的と考え、「デートDV」防止のパンフレットの作成・配布を行い、早期のデートDV防止の啓発活動を行っているものです。</p>	人権教育推進室

178	②相談体制の強化と周知	さいたま市ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議を開催した。(5月、1月) また、市内ドメスティック・バイオレンス防止対策関係機関連携会議を開催した。(9月、3月) 婦人相談員研修では、DVに関する講師による研修を開催した。	3つの担当課の連携はありますか。ある場合はその目的と方法について教えてください。	人権政策推進課、市民生活安全課で行っている相談事業にDV被害者等から相談があり、DV相談電話に繋がった場合には、婦人相談員が対応し、相談者の安全に配慮した緊急対応等を行います。	男女共同参画課
		人権相談を毎月第2木曜日に市内4ヶ所で開催した。その他、「人権擁護委員の日」に関連して6月1日に特設人権相談を市内5ヶ所で相談を実施した。年間相談件数89件	人権相談事業年間相談件数、住民相談事業実績の経年変化(10年くらい)について教えてください。また、内容の変化や増減の理由を分析していらっしゃるのであれば、それについても教えてください。	人権相談事業年間相談件数 平成20年：232件、平成21年：170件、平成22年：109件、平成23年：88件、平成24年：79件、平成25年：54件、平成26年：86件、平成27年：69件、平成28年：69件、平成29年：89件 件数の増減についての分析は現状では行っていませんが、内容については過去数年いずれも「離婚」「家族」「相続問題」の割合が大きく、家族間における人間関係において悩みを抱えている方が多くいらっしゃるのではないかと考えられます。	人権政策推進課
		毎月、市報・ホームページに市民相談日を掲載。離婚・DVに関する相談について、平成29年度実績は531件(未確定)479件であった。		当課で所管している住民相談件数 平成20年度...4,153件、平成21年度...4,220件、平成22年度...4,224件、平成23年度...4,119件、平成24年度...4,161件、平成25年度...4,221件、平成26年度...4,231件、平成27年度...4,205件、平成28年度...4,248件、平成29年度...4,224件 このうち、弁護士相談(民事一般)の内容では、相続及び離婚関係の相談が例年多くなっております。	市民生活安全課
179	③多様な被害者への配慮	外国人相談を行えるNPO等の庁外機関や障害福祉の所管課と連携しつつ、被害者に必要な支援を実施した。	外国人や障害者からの相談について、他機関や庁内他課と連携したケースはどのくらいありますか。連携したケースでは、貴課の役割として、どのような「被害者に必要な支援を実施」したか、具体的に教えてください。	平成29年度は外国人のシェルター入所が1件ありました。日本語が通じないため、社会福祉法人日本国際社会事業団(ISSJ)に通訳を依頼し、区役所福祉課と連携しながら相談者の意向を聞き取り、アパート転宅を支援しました。 また、障害等により自立生活に不安を感じる相談者に対しては、区役所福祉課、支援課と調整を行い、入所先を第2種社会福祉事業による施設とし、入所後施設職員により生活支援を受けられるよう配慮しました。	男女共同参画課
		大宮区役所暮らし応援室にて毎週月曜日～木曜日の9時～12時、外国人相談を行う。月：英語・タガログ語、火：韓国・朝鮮語、水：英語・ポルトガル語、木：中国語。平成29年度実績は、166件(未確定)136件であった。	外国人相談を行えるNPOは何団体ありますか。また、NPO等の庁外機関や障害福祉の所管課とどのように連携しているのでしょうか。具体的に教えてください。	外国人相談を行えるNPOの団体数は把握しておりません。また、専門相談員(外国人生活相談員)が必要に応じて庁内関係部署や埼玉県国際交流協会を案内することはありますが、特段連携はしていません。	市民生活安全課
		①外国人のための生活相談 外国人市民の日常生活における問題解決を支援するため、日本語による簡易生活相談及び多言語生活相談を実施した。	「①外国人のための生活相談」の取組状況について、DVや夫婦間のトラブル等に関する相談件数はどのくらいあるか教えてください(相談全体の件数もわかれば教えてください)。	相談内容については基本的に「医療・福祉・年金」、「住居」といったジャンルで集計しているためさらに詳細な内容については把握しておりません。相談全体の件数については平成29年度実績で39件です。	観光国際課
②外国人のための情報提供 外国人市民の日常生活の利便性を高めるため、外国人市民のために、生活ガイドブック・ガイドマップを配布した。	生活ガイドブック・ガイドマップは何語で何部作成していますか。作成に際し、外国人市民や日本語教室団体などの意見は聞いていますか。また、配布方法についても教えてください。	生活ガイドブックは日・英・中・韓の4言語併記、ガイドマップは英・中・韓の3言語版を作成しています。作成部数はそれぞれ1500部で各区区民課で希望者に配布しています。作成に際しては、翻訳を依頼している外国人の方の意見を参考にしています。			

180	①安全な保護体制の整備	①平成29年度一次保護件数 7件 ②民間シェルターを運営している団体に補助金を交付した。	民間シェルターの戸数(収容可能人数)はどのくらいでしょうか。一時保護件数は7件とありますが、民間シェルターは足りている状態なのでしょうか(施設入所との割り振りはどのように行っているのでしょうか)。	平成29年度の緊急保護件数は一時保護、緊急一時保護あわせて11件ありました。さいたま市で把握している民間シェルターは2施設、計5世帯収容可能です。男女共同参画課に相談があり、入所が必要なケースにつきまして、すべて埼玉県婦人相談センターへの入所に対応ができており、民間シェルターの利用は直接行っておりません。	男女共同参画課
			シェルターを運営している団体はいくつありますか。団体への補助金交付の要綱を教えてください。金額はいくらですか。団体との連携はどのようにしていますか。	シェルターを運営している団体について、把握しているのは2団体です。さいたま市では、さいたま市民間緊急一時避難施設補助金交付要綱に基づき、1団体40万円を限度に補助を行っています。平成29年度は、交付申請のあった2団体に対し、それぞれ40万円を交付いたしました。さいたま市庁外DV会議に団体代表に参加いただくことで、市と団体との連携を図っております。	
182	③自立に向けた支援	さいたま市多重債務者生活再建安心プログラムを実施、消費生活相談として多重債務者の相談を受け付け、弁護士や関係団体等につなぐことにより、相談者の救済を行った。 ①家庭における児童の福祉についての相談指導業務を行った。 相談件数 8,732件(H30.1月末現在)	多重債務者のエンパワメントはどのように行なっていますか。	多重債務者においては、生活や収入状況が異なるため相談員が的確に聴き取りを行い、各関係機関につないでいる。多重債務者の同意が得られれば、追跡調査をし、債務整理の状況確認を行っている。債務整理ができていない場合には、状況を確認し、改めて債務整理を促す助言等を行っている。	消費生活総合センター
			相談件数の①場所や形態(電話、面接、訪問等)の内訳がわかれば教えてください。②父子家庭の相談実績はどのくらいありますか。また父親も相談できることは何かに明示されていますか。	①子育て相談について 各区役所の支援課に家庭児童相談室を設置しており、主に面接や電話により相談を受け付けておりますが、必要に応じ、家庭訪問も実施しております。相談場所や形態別の件数は計上しておりませんが、平成29年度には、約10,000件(10区合計)の相談を受け付けました。 ②～④ ひとり親家庭就業・自立支援センターでは、主に電話相談を行っておりますが、具体的な支援につなげる際には来庁していただき面接を行っております。相談場所は、来庁の際には本庁舎内の相談スペースで行っております。相談形態別の数は計上しておりません。父子家庭の相談実績(平成29年度)は51件でした。「ひとり親家庭」を対象にした相談である旨は、「ひとり親家庭ガイドブック」等で明記しています。	子育て支援政策課
			児童の相談件数の経年変化(10年くらい)について教えてください。また、内容の変化や増減の理由を分析していらっしゃるのであれば、それについても教えてください。	家庭児童相談室での相談受付件数は、10年前の平成20年度の約7,000件から、平成29年度は約10,000件と増加傾向にあります。母子家庭等就業・自立支援センターにおける児童の相談件数は、平成19年度では396件、平成29年度では210件と減少傾向にあります。	
183	④心身の健康回復への支援	自助グループの形成として、「傷ついた心のケア講座」において、ピアサポートグループを実施した。	センターで定期的に活動する心身を含む生活上の困難を抱える自助グループはありますか。あれば、センターではどのような支援をしていますか。	センターで定期的に活動する心身を含む生活上の困難を抱える自助グループはありません。	男女共同参画課
			自助グループは何グループつくることができましたか。グループ形成の成功と失敗について教えてください。	自主的に集まる自助グループはありませんが、毎月実施している「傷ついた心のケア講座」の講座終了後に希望者によるピアサポートグループを開催しております。成功と失敗については、グループの人数が開催日によって異なるため4～5人のグループの時は時間内で多く発言をする機会があるが、それ以上の人数の場合は発言の機会が減る印象があるため今後はグループの人数をどうするかが課題です。	
190	⑤産科医療機関等との連携	出産ができる医療機関のうち特定妊婦や、ハイリスク児及びハイリスク家族の連絡を31箇所の医療機関から総数661件(平成30年2月末現在)受け支援を行うことで、子ども虐待の発生を防いでいる。	組状況について、「連絡を31箇所の医療機関から総数661件受け」、貴課が行っている支援の内容や方法等について、少し具体的に教えてください。	県内産科医療機関より、地域での支援が必要と判断された妊産婦の連絡票が送付され、連絡票の記載内容に基づき、各区保健センターの地区担当保健師が、家庭訪問(同行受診や病棟訪問含む)・面接・電話等による支援を行っています。妊娠・出産・育児に関連した情報を提供するとともに、妊産婦の困り事や心配事、産後は育児手技も含めて支援しています。また、安心して出産を迎え、産後はスムーズに育児が行えるように個別の状況に応じて支援しています。	地域保健支援課